

熊本市・島原市 観光、産業及び防災に関する 連携協定書

熊本市と島原市（以下「両市」という。）は、次の条項により、連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両市が連携に取り組み、有明海の対岸都市として、両市の発展に寄与することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 両市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に支援・協力し、又は共同で実施するものとする。

- （1） 市民の交流促進に関すること
- （2） 観光振興に向けた施策推進に関すること
- （3） 物産振興に向けた施策推進に関すること
- （4） 防災力の強化に関すること
- （5） その他両市が協議して必要と認める事項

（連絡調整）

第3条 両市は、この協定による連携及び協力の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに、両市のいずれからも特段の申し立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とする。その後においてもまた同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、両市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両市署名のうえ、各1通を保有するものとする。

令和7年（2025年）11月25日

熊本市長

大西一史

島原市長

古川隆三郎